

## 長久手市民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害弱者である高齢者及び障がい者への耐震性の高いスペースを確保するため、木造住宅に耐震シェルターを整備する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものをいう。

ア 長久手市内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅（持家又は貸家を問わない。）であること。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

ウ 地上2階建て以下のものであること。

エ 現に居住の用に供しているもの

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 長久手市が実施した無料耐震診断

イ （一財）愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(3) 旧判定値 （一財）日本建築防災協会「わが家の耐震診断」による評点をいう。

(4) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ （一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(5) 耐震シェルター 住宅内に整備する装置であつて、地震時において住宅倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を

確保するもので、別表第 1 に示す耐震シェルターその他市長の認めるものをいう。

(6) 補助対象経費 耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用をいう。

(7) 高齢者 申請した日の属する年度の年度末時点で 65 歳以上の者をいう。

(8) 障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳又は名古屋市長の発行する愛護手帳の交付を受けた者

（補助対象住宅）

第 3 条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 旧基準木造住宅で、かつ、高齢者又は障がい者が居住するものであること。

(2) 第 2 条第 2 号アによる耐震診断において、旧判定値若しくは判定値が 0.4 以下又は同号イによる耐震診断において、得点が 40 点以下と診断されていること。

(3) この要綱による補助金の交付を受けて、耐震シェルターの整備がされていないこと。

(4) 過去に長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱による補助金の交付を受けたことのある住宅でないこと。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 補助対象住宅の所有者（現にその住宅に居住する者で所有者の同意が得られるものを含む。）であること。

(2) 市税を滞納していない者であること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者とする。

（補助の制限）

第５条 補助の対象となる耐震シェルターの台数は、補助対象住宅１戸当たり１台とする。

（補助金の額）

第６条 補助金額は、別表第２のとおりとする。ただし、補助金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事業の申込み）

第７条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の規定による申請の前に、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金申込書（様式第１号）を市長に提出し、事前に事業の申込みをすることとする。

- ２ 市長は、前項の規定による事業の申込みがあったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付対象者を決定し、その旨を民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金申込結果通知書（様式第２号）により通知するものとする。なお、交付対象者は、通知書に付した期限又は当該年度の１２月１５日のいずれか早い日（以下「期限等」という。）までに次条の規定による申請をするものとし、期限等を過ぎた場合は、その権利を失うものとする。

（交付申請）

第８条 前条の交付対象者となり、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付申請書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（第２条第２号によるものに限る。）
- (2) 住民票の写し（発行後３か月以内のものに限る。複写したものは不可とする。）、身体障害者手帳の写し又はその他高齢者若しくは障がい者が居住することが確認できる書類
- (3) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (4) 案内図

- (5) 平面図（整備予定場所を明記したもの）
- (6) 整備予定場所の写真
- (7) 申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合は、耐震シェルターを整備することについて、当該所有者が承諾していることを確認できる書類（様式第4号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、  
適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅耐震シェルター  
整備費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものと  
する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必  
要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

3 耐震シェルター整備の契約は、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金  
交付決定通知書の交付決定日以降に行わなければならない。

（補助事業の変更）

第10条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に補助金額の変更が生じる  
整備内容の変更をしようとするときは、あらかじめ民間木造住宅耐震シェル  
ター整備費補助金変更承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に  
提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査の上、  
適当と認めたときは、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金変更承認通  
知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の取下げ又は中止）

第11条 申請者は、補助金の交付決定後において、当該申請を取り下げると  
き又は整備の中止をしようとするときは、民間木造住宅耐震シェルター整備  
取下げ・中止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第12条 申請者は、耐震シェルターの整備が完了したときは、当該整備の完  
了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日

の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに、民間木造住宅耐震シェルター整備完了実績報告書（様式第９号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターの整備に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルターの整備に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 整備前、整備中及び整備完了後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 市長は、前項の規定による完了実績報告の提出があったときは、これを検査し、必要に応じて現場に立ち入ることができる。

（補助金の額の確定）

第１３条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付額確定通知書（様式第１０号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１４条 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金支払請求書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１５条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第１２条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の整理及び保管)

第 16 条 申請者は、補助金及び整備費用に関する収支を明らかにしておくとともに、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 19 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| No. | 耐震シェルターの名称                                 | 会社名                   |
|-----|--------------------------------------------|-----------------------|
| 1   | 木造軸組耐震シェルター「剛建」                            | 有限会社宮田鉄工              |
| 2   | 耐震シェルター 耐震和空間                              | 株式会社ニッケン鋼業            |
| 3   | つみつくブロックシェルター                              | 株式会社つみつく、NPO法人つみつくくらぶ |
| 4   | 木質耐震シェルター70K                               | 一般社団法人耐震住宅100%実行委員会   |
| 5   | 防災ベッド BB-002                               | 株式会社ニッケン鋼業            |
| 6   | 介護用防災フレーム                                  | 株式会社ニッケン鋼業            |
| 7   | 安心防災ベッド枠 B                                 | フジワラ産業株式会社            |
| 8   | お部屋まるごと コンテナ型耐震シェルター まもルーム                 | 株式会社カラフルコンテナ          |
| 9   | 耐震健康シェルター「命守（いのちもり）」                       | 株式会社青ヒバの会ネットワーク       |
| 10  | 耐震ベッド「ウッド・ラック」<br>ひのき庵                     | 新光産業株式会社              |
| 11  | 耐震ベッド「ウッド・ラック」<br>(WOOD・LUCK)              | 新光産業株式会社              |
| 12  | 減災寝室                                       | 有限会社扇光                |
| 13  | パネル式耐震シェルター                                | SUS株式会社               |
| 14  | 木質耐震シェルター                                  | 株式会社一条工務店             |
| 15  | シェルキューブR                                   | 株式会社デリス建築研究所          |
| 16  | 耐震TBシェルター「鋼耐震」                             | 株式会社東武防災建設            |
| 17  | 耐震シェルター レスキュールーム                           | 有限会社ヤマニヤマショウ          |
| 18  | ～住居内の安心できる避難場所<br>「！逃げ込め」～シェルターユニットバス (UB) | J 建築システム株式会社          |
| 19  | シェル太くん工法                                   | 株式会社ヤマヒサ              |
| 20  | シェルキューブ                                    | 株式会社デリス建築研究所          |

別表第 2（第 6 条関係）

| 整備装置    | 補助限度額                                |
|---------|--------------------------------------|
| 耐震シェルター | 3 0 万円（補助対象経費が 3 0 万円を下回るときは、当該経費の額） |